

青森県報

号外第十号

平成二十年
二月十八日
(月曜日)

目次

公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧……………(河川砂防課) ……一
右 同……………(同) ……五

公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域(以下「保全地域」という。)を指定したので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成二十年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

- (一) 三戸郡田子町大字遠瀬字遠瀬深山国有林五〇一林班の内、五〇二林班の内、五〇三林班の内、五〇四林班の内、五〇五林班、五〇六林班の内、五〇七林班の内、五〇八林班の内、五〇九林班の内、五一一林班の内、五一一林班の内、五一一林班の内、五二二林班、五二二林班の内、五二四林班の内、五二五林班の内、五二六林班の内、五二七林班、五二七林班の内、五二九林班の内、五三〇林班の内、五三一林班の内、五三二林班の内、五三三林班の内、五三四林班の内、五三五林班の内、五三六林班の内、五三九林班の内、五四〇林班、五四一林班、五四二林班及び五四三林班の内
- (二) 三戸郡田子町大字関及び同町大字山口字南来満山国有林五二二林班の内、五二二林班の内、五二四林班、五二五林班、五二六林班の内、五二七林班、五二八林班の内、五二九林班の内、五三〇林班の内、五三一林班の内、五三二林班の内、五三三林班の内、五三四林班の内、五三五林班の内、五三六林班の内、五三九林班の内、五四〇林班、五四一林班、五四二林班及び五四三林班の内
- (三) 三戸郡田子町大字関及び同町大字夏坂字北来満山国有林五三七林班、五三八林班、五四四林班、五四五林班の内、五四六林班の内、五四七林班の内、五四八林班の内、五四九林班の内、五五〇林班の内、五五一林班の内、五五二林班の内、五五三林班の内、五五四林班の内、五五五林班の内及び五五六林班の内
- (四) 三戸郡田子町大字田子及び同町大字相米字小国深山国有林五六四林班の内、五六五林班の内、五六六林班の内、五六七林班の内、五六八林班、五六九林班の内、五七〇林班の内及び五七一林班の内
- (五) 三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八七林班の内、五八八林班の内、五八九林班及び五九〇林班の内
- (六) 三戸郡三戸町民有林一〇四林班の内、一〇五林班、一〇六林班の内、一〇七林班、一〇八林班、一〇九林班、一一〇林班の内、一一一林班の内、一一二林班の内、一一三林班、一一四林班の内、一一五林班の内、一一六林班の内、一六五林班の内、一六六林班の内、一六七林班の内、一六八林班の内、一六九林班の内、一七〇林班の内、一七八林班の内、一七九林班の内、一八二林班の内、一八三林班の内、一八四林班の内、一八五の一林班の内、一八六林班の内、一八七林班の内及び一九〇林班の内
- (七) 三戸郡五戸町民有林九七林班の内、九八林班の内、九九林班、一〇〇林班の内、一〇二林班の内、一〇三林班の内、一〇四林班の内、一〇五林班の内及び一〇六の二林班
- (八) 三戸郡田子町民有林一四林班、一五林班の内、一六林班、一七林班の内、一

- 八林班、一九林班の内、二〇林班の内、二二林班の内、二二林班の内、二四林班の内、二六林班の内、四七林班の内、四八林班、四九林班、五〇林班、五一林班、五二林班、五三林班、五四林班の内、一〇一の二林班の内、一〇三林班の内、一〇五林班及び一〇六林班
 - (九) 三戸郡南部町(旧名川町) 民有林三九林班の内、四〇林班の内、四一林班の内、四二林班の内、五二林班の内、五三林班の内、五四林班の内、六四林班の内及び六五林班の内
 - (十) 三戸郡南部町(旧南部町) 民有林六六林班の内、六七林班の内、六八林班の内、六九林班の内、七〇林班の内、七一林班の内、七七林班の内、七八林班の内、七九林班の内、八〇林班、八一林班の内、九〇林班の内及び九一林班
 - (四) 三戸郡新郷村民有林四八林班の内、七一林班、七二林班の内、七三林班、七四林班、七五の二林班、七五の二林班、七六林班の内、七八の二林班の内、七八の二林班の内、八二林班の内及び八三林班の内
- 2 河川
- (一) 馬淵川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所
 - (二) 浅水川の区域のうち、温泉沢との合流点から馬淵川への合流点までの区域
 - (三) 浅水川放水路の区域のうち、浅水川からの分派点から馬淵川への合流点までの区域
 - (四) 如来堂川の区域のうち、三戸郡南部町大字鳥谷字大渡地内から馬淵川への合流点までの区域
 - (五) 猿辺川の区域のうち、三戸郡三戸町大字貝守字深山国有林五八八林班、三小班地内から馬淵川への合流点までの区域
 - (六) 小猿辺川の区域のうち、三戸郡三戸町大字蛇沼字千俵山地内から猿辺川への合流点までの区域
 - (七) かぎかけ川の区域のうち、三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地内から猿辺川への合流点までの区域
 - (八) 熊原川の区域のうち、老鳥沢との合流点から馬淵川への合流点までの区域
 - (九) 種子川(田子川を含む。)の区域のうち、黒滝沢との合流点から熊原川への合流点までの区域
 - (十) 相米川の区域のうち、三戸郡田子町大字相米字甲地地内から種子川への合流点までの区域
 - (四) 杉倉川の区域のうち、杉倉沢との合流点から熊原川への合流点までの区域

- 3 海岸
- (一) 蕪島・鯨海岸
 - (1) 八戸市大字鯨町字下盲久保二五の一
 - (2) 次のア、イ、ウ、エ及びオの点を順次結ぶ線と力の線により囲まれた陸地の区域
 - ア 八戸市大字鯨町字下盲久保二五の一の南西端
 - イ 八戸市大字鯨町字下盲久保二五の一の北東端
 - ウ イから南西方向に五百九十五メートル進んだ延長線の地点
 - エ ウから南西方向に二百九十メートル進んだ延長線の地点
 - オ エから南東方向に三百二十五メートル進んだ延長線の地点
 - カ オを起点として、道路護岸海側の線に沿って北東方向に進みアに至るまでの線
 - (二) 小舟渡平・葦毛崎海岸
 - (1) 八戸市大字鯨町字小舟渡平三の一、五の三、五の一〇、一〇の四、一〇の七、一〇の一六、一〇の一九、一〇の二七、一〇の三四、一〇の三五、一〇の五九、一〇の六〇、一〇の六三、一〇の六四、一〇の七四、一〇の九八、一〇の九九及び一〇の二〇六並びに同大字字先祖ヶ久保九の四、一〇の三及び一〇の六二並びに同大字字古馬屋尻一三の二並びに同大字字日蔭沢一八の二、一八の三、一八の四、一八の一三〇、一八の一三一、一八の一三三及び一八の二〇三
 - (2) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域
 - ア 八戸市大字鯨町字小舟渡平一〇の一九と同字一〇の三七の境界線の北東端
 - イ アから北西方向に二百四十メートル進んだ延長線の地点
 - ウ イから北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点
 - エ ウから南東方向に千二百五メートル進んだ延長線の地点
 - オ エから南東方向に六百六十五メートル進んだ延長線の地点
 - カ 八戸市大字鯨町字日蔭沢一八の三の北東端
 - キ カを起点として、八戸市大字鯨町字日蔭沢一八の三及び一八の一三〇並びに同大字字小舟渡平一〇の九八、一〇の一六、一〇の三四、一〇の六三、一〇の四、一〇の三三、一〇の八三及び一〇の九九の太平洋側の境界線

(三) を順次結びアに至るまでの線
大須賀・白浜海岸

- (1) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一、一八の二、一八の三、一八の一三四、一八の一三五、一八の一三六、一八の一三七、一八の一三九、一八の一四〇及び一八の一四一並びに同大字字館越一五の一、一五の二、一五の三、一六の三、一五の六、一五の七、一五の一〇、一五の一五、一五の二六、一五の二七、一五の二九、一五の三〇、一五の三一、一五の三三、一五の三四地先、一五の三七、一五の三八、一五の五九、一五の六五、一五の六六、五三及び五四

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びオの点を順次結ぶ線と力の線により囲まれた陸地の区域

- ア 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の南東端
- イ アから南東方向に百二十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから南東方向に九百九十メートル進んだ延長線の地点
- エ 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先の東端を基点として、北東方向に百五十メートル進んだ延長線の地点

- オ エの基点
- カ オを起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先、一八の一三三、一八の一三七、一八の一三六、一八の一三五及び一八の三の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域

- ア 八戸市大字鮫町字館越五一の一四の北東端
- イ アから北西方向に百二十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に三百十メートル進んだ延長線の地点
- エ 八戸市大字鮫町字赤コウ六三と同字六四の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点

オ エの基点

カ 八戸市大字鮫町字館越五四の北東端

キ 力を基点として、八戸市大字鮫町字館越五四、五一の三七及び五一の三

四地先の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(四) 種差海岸

- (1) 八戸市大字鮫町字赤コウ八の一、二の一、五四の二、五五の九地先、五五の七八、五五の八三、五五の一六七及び五五の一六八並びに同大字字棚久保一四の四二、一五の一、一五の二、一五の四、一五の五及び一九並びに同大字字館ノ下一五の六及び一五の七並びに同大字字遙望石二〇の一〇、二〇の二二、二〇の二三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の七八、二〇の八三、二〇の八九及び六八並びに同大字字高岩二一の三、二二、二三の六、二三の三八、二三の三九、二三の四一及び二四並びに同大字字海端五一の一及び五一の六地先並びに同大字字子猪越一六の一、一七、一八の三、一八の一五、一八の一六、一八の一七、一八の一八、一八の一九、一八の二〇、一八の二一、一八の二二及び一八の二三

(2) 次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字鮫町字赤コウ五五の七及び同字六五を除く。

- ア 八戸市大字鮫町字赤コウ五五の三と同字五五の七の境界線の南西端
- イ アから北西方向に百七十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に百九十メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから南東方向に七百八十メートル進んだ延長線の地点
- オ 八戸市大字鮫町字種差三四と同字二九の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点

カ オの基点

- キ 力を起点として、八戸市大字鮫町字種差三四、三六、一五の七、一五の四、一五の一、五五の九地先、五五の三の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ、エ、オ及び力の点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字鮫町字遙望石六八を除く。

- ア 八戸市大字鮫町字遙望石六八と同字二〇の一二三の境界線の北西端
- イ アから北西方向に二百三十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に三百七十メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから南東方向に七百四十メートル進んだ延長線の地点
- オ 八戸市大字鮫町字子猪越一八の一と同大字字大作平四四の一三四の境界線の北東端を基点として、北東方向に二百六十五メートル進んだ延長線の地点

カ オの基点

キ 力の基点

キ カを起点として、八戸市大字鮫町字子猪越一八の一八、一八の一八、一八の二〇、一八の二一、一八の二二、一八の二三及び一八の三並びに同大字字海端五一の一、五一の六及び五一の六地先並びに同大字字高岩二三の六地先、二三の四一、二三の三九及び二〇の一二三の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(五) 金浜海岸

(1) 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇並びに同市大字金浜字下山三八地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字字塩竈一、二、三、四、四の一及び四の三

(2) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの点を順次結ぶ線とクの線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字金浜字塩竈九及び一一を除く。

ア 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇と同字四四の二二四の境界線の北東端

イ アから北東方向に九十八メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北西方向に二百五メートル進んだ延長線の地点

エ ウから北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点

オ エから南東方向に千四百七十五メートル進んだ延長線の地点

カ 八戸市大字金浜字塩竈四の一の南西端を基点として、北東方向に二百二十メートル進んだ延長線の地点

キ カの基点

ク キを起点として、八戸市大字金浜字塩竈四の一、一及び四並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字下山三八地先並びに同市大字鮫町字大作平四四の二二〇の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(六) 大蛇海岸

(1) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五、二〇三の一三四及び二〇三の一四五

(2) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五の北端

イ アから北東方向に百三十五メートル進んだ延長線の地点

ウ イから南東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

エ 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二三一の北東端

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字大蛇二三一、二二五及び二〇三の一五の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二三一と同字二二七の一の境界線の南西端を基点として、北西方向に七十メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に百七十メートル進んだ延長線の地点

ウ イから南東方向に三百四十八メートル進んだ延長線の地点

エ 三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先と同字六四の境界線の北東端

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先及び同大字大蛇二二七の五四の太平洋側の境界線を順次結びアの基点に至り、アの基点からアに至るまでの直線を結んだ線

(七) 榊海岸

(1) 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一及び一七の一七並びに同大字字榊山三の四二、八の五八、九の三一、一〇の一九六、一一の四及び一一の一七二

(2) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一〇と同大字字浜久保一四の一四四の境界線の北東端

イ アから北東方向に二百二十五メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字榊平五の六二と同字一七の一の境界線の北東端を基点として、北東方向に百七十五メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一、一七の一七、一七の一、一七の一六及び一七の一〇の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字榊山三の四〇の北東端

イ アから北東方向に百八十五メートル進んだ延長線の地点

三 縦覧期間

ウ 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二二の一七の境界線の北西端を基点として、北東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二二の一七並びに同大字字神山一の一七、一一の一七三、一一の一七二、一〇の一九六、一〇の二〇〇地先、一〇の一九九、九の三一、八の五八、五の七三、三の三、三の四二及び三の四〇の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(八) 小舟渡海岸

(1) 三戸郡階上町大字道仏字廿一一の一、一の二、一の三、二の八八及び二の九三

(2) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二〇の六の境界線の東端

イ アから北方向に百五メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡二二の一七の北端を基点として、北東方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡二二の二二及び二二の二一並びに同大字字鹿倉二〇の六の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字廿一四の一と同字五の二五の境界線の北東端を基点として、北西方向に八十五メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に六十八メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字廿二の八八と廿一川の境界線の東端を基点として北東方向に二百五十メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字廿二の八八、一の二、一の三、一の七、二の七六、三の二及び四の一の太平洋側の境界線を順次結びアの基点に至り、アの基点からアに至るまでの直線を結んだ線

平成二十年二月十八日から同年三月十九日まで

四 縦覧場所

青森県土整備部河川砂防課、三八地域県民局地域整備部、八戸市庁、三戸町役場、五戸町役場、田子町役場、南部町役場、階上町役場及び新郷村役場

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域（以下「保全地域」という。）を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則（平成十四年三月青森県規則第四十三号）第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成二十年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 新井田川流域ふるさとの森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

- (一) 八戸市（旧南郷村）民有林一一五林班の内、一一六林班の内、一一七林班、一一八林班、一一九林班の内、一二〇林班の内、一二二林班の内、一二三林班の内、一二四林班の内、一三三林班の内、一三三林班の内及び一三四林班の内
- (二) 三戸郡階上町民有林三三六林班、三四〇林班の内、三四二林班、三四三林班、三四四林班、三四五林班、三四六林班、三四七林班、三四八林班、三三九林班の内、三六〇林班の内、三六一林班の内、三六二林班、三六三林班の内、三六五林班、三六六林班、三六七林班、三六八林班、三六九林班、三七〇林班、三七二林班、三七三林班の内、三七四林班、三七五林班、三七六林班、三八一林班の内、三八二林班、三八三林班、三八四林班、三八五林班、三八六林班、三八七林班の内、三八八林班、三八九林班、三九〇林班、三九一林班の内

内及び三九二林班の内

2 河川

(一) 新井田川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所

(二) 松館川の区域のうち、三戸郡階上町大字田代字銭蒔地内から新井田川への合流点までの区域

(三) 馬渡川及び御堂川の区域のうち、次の(1)及び(2)の区域

(1) 馬渡川の区域のうち、八戸市と三戸郡階上町の市町境から松館川への合流点までの区域

(2) 御堂川の区域のうち、三戸郡階上町大字鳥屋部字福立沢地内から馬渡川への合流点までの区域

(四) 頃巻川の区域のうち、八戸市南郷区大字中野字館ノ下地内から新井田川への合流点までの区域

(五) 古里川の区域のうち、八戸市南郷区大字島守字鍋倉地内から新井田川への合流点までの区域

3 海岸

(一) 蕪島・鯨海岸

(1) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びオの点を順次結ぶ線と力の線により囲まれた陸地の区域

ア 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一の南西端

イ 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一の北東端

ウ イから南西方向に五百九十五メートル進んだ延長線の地点

エ ウから南西方向に二百九十メートル進んだ延長線の地点

オ エから南東方向に三百二十五メートル進んだ延長線の地点

カ オを起点として、道路護岸海側の線に沿って北東方向に進みアに至るまでの線

(二) 小舟渡平・葦毛崎海岸

(1) 八戸市大字鮫町字小舟渡平三の一、五の三、五の一〇、一〇の四、一〇の七、一〇の一六、一〇の一八、一〇の二七、一〇の三四、一〇の三五、一〇の五九、一〇の六〇、一〇の六三、一〇の六四、一〇の七四、一〇の九八、一〇の九九及び一〇の一〇六並びに同大字字先祖ヶ久保九の四、一〇の三及び一〇の六二並びに同大字字古馬屋尻一三の二並びに同大字字日蔭沢一八の

二、一八の三、一八の四、一八の一三〇、一八の一三二、一八の一三三及び一八の二〇三

(2) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域

ア 八戸市大字鮫町字小舟渡平一〇の一九と同字一〇の三七の境界線の北東端

イ アから北西方向に二百四十メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点

エ ウから南東方向に千二百五メートル進んだ延長線の地点

オ エから南東方向に六百六十五メートル進んだ延長線の地点

カ 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の北東端

キ カを起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三及び一八の一三〇並びに同大字字小舟渡平一〇の九八、一〇の一六、一〇の三四、一〇の六三、一〇の四、一〇の三地先、一〇の八三及び一〇の一九の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(三) 大須賀・白浜海岸

(1) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一、一八の二、一八の三、一八の三四、一八の一三五、一八の一三六、一八の一三七、一八の一三九、一八の一四〇及び一八の一四二並びに同大字字館越二五の一、二五の二、一五の三、一六の三、五一の六、五一の七、五一の一〇、五一の一五、五一の二六、五一の二七、五一の二九、五一の三〇、五一の三一、五一の三三、五一の三四地先、五一の三七、五一の三八、五一の五九、五一の六五、五一の六六、五三及び五四

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びオの点を順次結ぶ線と力の線により囲まれた陸地の区域

ア 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の南東端

イ アから南東方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

ウ イから南東方向に九百九十メートル進んだ延長線の地点

エ 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先の東端を基点として、北東方向に百五十メートル進んだ延長線の地点

オ エの基点

カ オを起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先、一八の一

三、一八の二三七、一八の二三六、一八の二三五及び一八の三の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線
 (3) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域

- ア 八戸市大字鮫町字館越五一の一四の北東端
- イ アから北西方向に百二十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に三百十メートル進んだ延長線の地点
- エ 八戸市大字鮫町字赤コウ六三と同字六四の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点
- オ オの基点
- カ 八戸市大字鮫町字館越五四の北東端
- キ カを基点として、八戸市大字鮫町字館越五四、五一の三七及び五一の三

(四) 種差海岸

- (1) 八戸市大字鮫町字赤コウ八の一、一二の一、五四の二、五五の九地先、五五の七八、五五の八三、五五の一六七及び五五の一六八並びに同大字字棚久保一四の四二、一五の一、一五の二、一五の四、一五の五及び一九並びに同大字字館ノ下一五の六及び一五の七並びに同大字字遙望石二〇の一〇、二〇の二二、二〇の二三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の七八、二〇の八三、二〇の八九及び六八並びに同大字字高岩二一の三、二二、二三の六、二三の三八、二三の三九、二三の四一及び二四並びに同大字字海端五一の一及び五一の六地先並びに同大字字猪越一六の一、一七、一八の三、一八の一五、一八の一六、一八の一七、一八の一八、一八の一九、一八の二〇、一八の二一、一八の二二及び一八の二三
- (2) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字鮫町字赤コウ五五の七及び同字六五を除く。
- ア 八戸市大字鮫町字赤コウ五五の三と同字五五の七の境界線の南西端
- イ アから北西方向に百七十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に百九十メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから南東方向に七百八十メートル進んだ延長線の地点
- オ 八戸市大字鮫町字種差三四と同字二九の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点

カ オの基点
 キ カを起点として、八戸市大字鮫町字種差三四、三六、一五の七、一五の四、一五の一、五五の九地先、五五の三の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線
 (3) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの点を順次結ぶ線とキの線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字鮫町字遙望石六八を除く。

- ア 八戸市大字鮫町字遙望石六八と同字二〇の一二三の境界線の北西端
- イ アから北西方向に二百三十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に三百七十メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから南東方向に七百四十メートル進んだ延長線の地点
- オ 八戸市大字鮫町字猪越一八の一九と同大字字大作平四四の二二四の境界線の北東端を基点として、北東方向に二百六十五メートル進んだ延長線の地点
- カ オの基点
- キ カを起点として、八戸市大字鮫町字猪越一八の一九、一八の一八、一八の二〇、一八の二一、一八の二二、一八の二三及び一八の三並びに同大字字海端五一の一、五一の六及び五一の六地先並びに同大字字高岩二三の六地先、二三の四一、二三の三九及び二〇の一二三の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(五) 金浜海岸

- (1) 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇並びに同市大字金浜字下山三八地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字字塩竈一、二、三、四の一及び四の三
- (2) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの点を順次結ぶ線とクの線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字金浜字塩竈九及び一一を除く。
- ア 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇と同字四四の二二四の境界線の北東端
- イ アから北東方向に九十八メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北西方向に二百五メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点
- オ エから南東方向に千四百七十五メートル進んだ延長線の地点
- カ 八戸市大字金浜字塩竈四の一の南西端を基点として、北東方向に二百二

十メートル進んだ延長線の地点

キ カの基点

ク キを起点として、八戸市大字金浜字塩竈四の一、一及び四並びに同大字舟戸ノ上九地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字下山八地先並びに同市大字鮫町字大作平四四の二二〇の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(六) 大蛇海岸

(1) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五、二〇三の三四及び二〇三の一四五

(2) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区

域

ア 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五の北端

イ アから北東方向に百三十五メートル進んだ延長線の地点

ウ イから南東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

エ 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の北東端

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三、二二五及び二〇三の一五の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区

域

ア 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二三一と同字二二七の一の境界線の南西端を基点として、北西方向に七十メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に百七十メートル進んだ延長線の地点

ウ イから南東方向に三百四十八メートル進んだ延長線の地点

エ 三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先と同字六四の境界線の北東端

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先及び同大字大蛇二二七の五四の太平洋側の境界線を順次結びアの基点に至り、アの基点からアに至るまでの直線を結んだ線

域

(七) 榊海岸

(1) 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一及び一七の一七並びに同大字字榊山三の四二、八の五八、九の三一、一〇の一九六、一一の四及び一一の一七

二

(2) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区

域

ア 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一〇と同大字字浜久保一四の一四四の境界線の北東端

イ アから北東方向に二百二十五メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字榊平五の六二と同字一七の一の境界線の北東端

を基点として、北東方向に百七十五メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一、一七の一七、一七の一、一七の一六及び一七の一〇の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

域

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区

域

ア 三戸郡階上町大字道仏字榊山三の四〇の北東端

イ アから北東方向に百八十五メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二二の一七の境界線の北西端を基点として、北東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二二の一七並びに同大字榊山一一の一七一、一一の一七三、一一の一七二、一〇の一九六、一〇の二〇〇地先、一〇の一九九、九の三一、八の五八、五の七三、三の三、三の四二及び三の四〇の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

域

小舟渡海岸

(1) 三戸郡階上町大字道仏字廿一一の一、一の二、一の三、二の八八及び二の九三

(2) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区

域

ア 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二〇の六の境界線の東端

イ アから北方向に百十五メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の一七の北端を基点として、北東方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

二

を基点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

を基点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

を基点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

を基点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

を基点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

を基点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二二及び一二二

二の一八並びに同大字字鹿倉二〇の六の太平洋側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア 三戸郡階上町大字道仏字廿一四の一と同字五の二五の境界線の北東端を基点として、北西方向に八十五メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に六十八メートル進んだ延長線の地点

ウ 三戸郡階上町大字道仏字廿二の八八と廿一川の境界線の東端を基点として北東方向に二百五十メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点

オ エを起点として、三戸郡階上町大字道仏字廿二の八八、一の二、一の

三、一の一、二の七六、三の二及び四の一の太平洋側の境界線を順次結び

アの基点に至り、アの基点からアに至るまでの直線を結んだ線

三 縦覧期間

平成二十年二月十八日から同年三月十九日まで

四 縦覧場所

青森県県土整備部河川砂防課、三八地域県民局地域整備部、八戸市庁及び階上町

役場

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭